

第 1 4 4 1 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 2 年 1 2 月 3 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 0 時 3 0 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第 1 4 4 0 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 件，報告 1 件

イ 非公開の承認

報告 1 件について，訴訟及び不服申立てに関する案件及び個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり，京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全員の承認が得られた。

ウ 議決事項

報第5号 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の 制定について

(事務局説明 関 教職員人事課長)

本件は、給食調理員の期末手当に関する規則改正について御報告するものである。

11月10日の教育委員会会議において、学校に勤務する会計年度任用教職員の期末手当に関して条例改正の議案をご議決いただいた。その内容だが、正規教職員については、人事委員会勧告を受けて12月の期末手当を0.05月分引き下げるが、最大1年での任用期間となる会計年度任用職員については、条例上「正規職員の例による」とされていたところを、正規職員とは連動させず、会計年度独自で決めることとし、12月の期末手当は引き下げず、別途定めることといったものである。これは、市長部局の会計年度任用職員と同様の取扱いである。

今回の規則改正は、この条例の適用がなく、独自の規則で給与を規定している給食調理員について、同様の改正を行うものである。改正文案について、会計年度任用教職員の期末手当は規則第6条で「常勤の給食調理員」の例に倣うとしていたところを、京都市全体の会計年度任用職員の例に倣うという文言にする。

期末手当の支給基準日は12月1日となるため、本規則の施行期日を12月1日にする必要があるが、本規則が準用する条例の可決日が基準日前日の11月30日であり、教育委員会会議で議案としてお諮りすることが日程上困難であったため、当該規則の改正手続きについては、教育長専決処分とさせていただいている。

(委員からの主な質問・意見)

特になし。

(議決)

教育長が、報第5号京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 報告事項

報告1件に係る会議録について、訴訟及び不服申立てに関する案件及び個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件及びのため非公開

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

11月11日 教育福祉委員会

11月13日 指定都市市長会緊急要望

11 月 25 日	教育福祉委員会
11 月 27 日	文部科学省視察（向島秀蓮小中・洛友中）
11 月 30 日	指定都市教育委員会協議会緊急要望
12 月 1 日	市会本会議
12 月 2 日	補正予算委員会

○事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

10時30分，教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長